

法律相談の流れ

電話、メール、LINEによるご相談予約の受付を
365日・年中無休で対応しております！



STEP 1 お電話、メール、LINEにてご予約をいただきます。

STEP 2 パラリーガルが事故の概要を事前に聴取いたします。

お電話によるご予約の場合は、お電話にて、メール、LINEの場合は、メール、LINEにて聴取いたします。
早ければ当日、遅くとも翌営業日までにはご連絡させていただきます。

STEP 3 事前聴取が完了後、聴取事項をもとに、弁護士が法律相談をいたします。

弁護士からの法律相談は、原則として、お電話での対応となります。
ご来所やウェブ面談での相談を希望される方は、事前聴取の際にお申し付けください。
また、簡単な内容であれば、メール、LINEでの回答もいたします。

交通事故被害のご相談は

お電話でご予約 受付時間 9:00~21:00

メールでご予約

LINEでご予約

予約専用 0800-555-6034
フリーダイヤル 通話料無料



info@ck-law.jp



 千葉志法律事務所
Chiba Kokorozashi Law Office

〒260-0032 千葉県千葉市中央区登戸1-15-32 キャピタル登戸3F

事務所概要

代表弁護士 千葉県弁護士会所属 大薄裕也 (おおすき ゆうや)
取扱業務 交通事故の被害者側の法律問題に限る
営業時間 平日 10:00~18:00

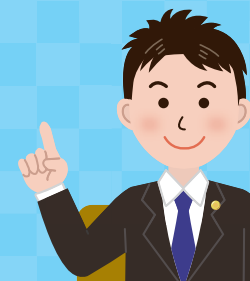


交通事故

の被害、 ひとりで 悩んでいませんか



“はじめて”交通事故を経験する被害者が、
“いつも”交通事故を扱う保険会社と
対等に交渉するために！



保険会社と対等に交渉するためのポイント

- 慰謝料の相場は？
- 休業損害は適切に支払われている？
- 後遺障害の申請は保険会社に任せて大丈夫？
- 過失割合は妥当？
- 治療費の打ち切りへの対応方法は？



 千葉志法律事務所
Chiba Kokorozashi Law Office

千葉県弁護士会所属 代表弁護士 大薄裕也 (おおすき ゆうや)

交通事故被害のご相談は

予約専用 0800-555-6034
フリーダイヤル 通話料無料

全国
対応

index 目次

代表弁護士挨拶

代表弁護士からのご挨拶と経歴をご紹介します

P.3

慰謝料増額、休業損害増額

家事労働者の場合を具体例に増額のポイントをご紹介します

P.4

before 事前認定による後遺障害申請の結果(接骨院通院資料の欠落)

具体的な事例をもとに、後遺障害申請を被害者請求によって実施するメリットをご紹介します

P.6

after 被害者請求による後遺障害申請の結果(後遺障害14級9号の獲得)

具体的な事例をもとに、後遺障害申請を被害者請求によって実施するメリットをご紹介します

P.9

代表弁護士の解決実績(抜粋)

代表弁護士による解決実績の一例をご紹介します

P.12

よくある質問

交通事故の被害を当事務所に相談するにあたってよくある質問をご紹介します

P.14

当事務所の特徴

交通事故の被害者救済に特化した当事務所の特徴をご紹介します

P.16

交通事故の解決までの流れ

交通事故に遭ってから解決までの一般的な流れをご紹介します

P.17

法律相談料、弁護士費用

弁護士費用特約の適用がある場合、ない場合に分けてをご紹介します

P.18

法律相談の流れ、事務所概要

弁護士へのお問い合わせ・ご相談の流れと当事務所の概要をご紹介します

裏表紙

代表弁護士挨拶

交通事故の被害は、ひとりで悩まずに 弁護士の大薄裕也（おおすき ゆうや）へご相談ください！

～誰に相談すれば良いかわからず悩んでいた。本当にありがとう！～

交通事故の被害にあった私の友人からの言葉です。

交通事故の被害は一生に一度あるか否かの出来事です。

多くの方にとって初めての経験であり、誰に相談すれば良いのか悩んでいる方も少なくありません。また、弁護士に相談するメリットも広く一般の方々へ知られている状況とはいえません。

「弁護士側が相談に対応するノウハウを持っていたとしても、被害者側が相談の必要性や相談先を分かっていなければ意味がない…」

このように考え、少しでも多くの方へ交通事故の被害事故に関する法的サービスを提供できるように、本パンフレットを作成しました。

一般の方々にとって弁護士への相談はまだハードルが高いのかもしれませんが、本パンフレットを通じて、少しでも多くの方に弁護士へ相談することの必要性を感じていただき、交通事故の被害にお悩みの方々からたくさんのご相談いただけることとなれば、交通事故の被害者側に特化して活動する弁護士として、この上ない思いです。



千葉志法律事務所
代表弁護士

大薄 裕也

経 歴

- ・市原市立辰巳台西小学校
 - ・市原市立辰巳台中学校
 - ・志学館高等部（野球部）
 - ・早稲田大学法学部
 - ・千葉大学専門法務研究科
1. 大手会社が提供する判例検索システムにおける「事案の概要」の執筆活動（交通事故中心）
 2. 交通事故の裁判例に関する専門雑誌「自保ジャーナル」への掲載実績あり

実 績

相談件数1200件超 解決件数650件超
交通事故の被害者側の事件に関する代表弁護士の実績（2020年12月時点のもの）

before 事前認定による 後遺障害申請の結果 (接骨院通院資料の欠落)

後遺障害の申請方法は、
保険会社に任せる「事前認定」という方法と
被害者自身が行う「被害者請求」という方法があります。
実際に代表弁護士が経験した事例をもとに、
後遺障害申請を被害者請求によって
実施するメリットを解説いたします。

before 事前認定による 後遺障害申請の 結果

ポイント!!

けいついねんざ ようついねんざ
**頸椎捻挫や腰椎捻挫後の後遺障害
(いわゆる「むちうち」の後遺障害)の有無
が問題となった事例です(後遺障害14級9号の該当性)。**

〒 様

〒 保険株式会社
所長 (担当)
TEL
FAX

後遺障害等級（事前認定）結果のご連絡

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、先日行いました自賠責保険に対する事前認定手続きの結果、自賠責保険の後遺障害としては非該当と判断されました。弊社といたしましても上記結果を妥当と判断し、これをもとに今後のお打ち合わせを進めさせていただきたいと考えておりますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。なお、本結果につきご不明な点がございましたら、上記担当者までお問い合わせいただけますようお願い申し上げます。

また、異議申立、自賠責保険への直接請求（自賠法第16条請求）の手続きをご希望の場合は、上記担当者までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

敬具

1. 事故内容

被害者	様
事故日	年 月 日
任意保険証券番号	任意保険整理番号

2. 理由

詳細は別紙をご参照願います。

before 事前認定による 後遺障害申請の 結果

別紙

被害者： 様の件

<結論>

自賠責保険（共済）における後遺障害には該当しないものと判断します。

<理由>

1. 頸椎捻挫後の頭・背中の痛み、左上肢のしびれ、握力の低下等の症状については、提出の頸部画像上、本件事故による骨折等の器質的損傷は認められず、その他診断書等からも自覚症状を裏付ける客観的な医学的所見に乏しいことに加え、治療状況等も勘案した結果、将来においても回復が困難と見込まれる障害とは捉え難いことから、自賠責保険（共済）における後遺障害には該当しないものと判断します。

2. 腰椎捻挫後の腰の痛み、大腿のしびれ、脱力等との症状については、提出の腰部画像上、本件事故による骨折等の器質的損傷は認められず、その他診断書等からも自覚症状を裏付ける客観的な医学的所見に乏しいことに加え、治療状況等も勘案した結果、将来においても回復が困難と見込まれる障害とは捉え難いことから、自賠責保険（共済）における後遺障害には該当しないものと判断します。

3.

ポイント!!

保険会社から被害者の方へ送付された
事前認定の結果とその理由（別紙）です。
保険会社から送付される資料は一般的にこれらの書類のみであり、
一見すると問題なく申請がなされた結果のように思えます…

保険会社



代表弁護士挨拶

慰謝料増額
休業損害増額

before 事前認定による
後遺障害申請の結果

after 被害者請求による
後遺障害申請の結果

解決実績

よくある質問

当事務所の特徴

交通事故の
解決までの流れ

法律相談料
弁護士費用

before

事前認定による
後遺障害申請の
結果

ポイント!!

こちらの資料は、**弁護士が事前認定の結果の妥当性を
検討するために取り付けた資料**になります。

後 遺 障 害 事 案 整 理 票

自賠責損害 調査事務所		フリガナ		事前認定	(括弧)私・サポート・人傷
受 付 No.		氏 名		自賠責損害 調査事務所	
自賠責会社		生年月日		受付年月日	
証明書No.		性 別	男	受 付 No.	
		年 齢	才	会 社	
		請求者	⑮ 16 被害者 受 人 傷	事故発生日	
				治療開始日	
				症状固定日	
事故の形態	車種 大・普・軽・自動二輪・原付 被害 自 運転・同乗・その他 相 手 車	車種 大・普・軽・自動二輪・原付 衝突・追突・接触・その他 中央線突破 (対向車)	車種 大・普・軽・自動二輪・原付 転倒・道路外逸脱・衝突・その他 車両車独		
初診 頸椎、					
初診の					
交通事故 上記に					
〈主な 「記載					

ポイント!!

むちうちによる後遺障害は、痛みの原因がはっきりとしないため、
通院頻度は後遺障害の有無を判断する上で1つの重要な要素となります。
こちらの資料をみると、**入通院日数の合計は14日と少なく、
後遺障害が認定されなかった**こともやむ無しかと思えます。
しかしながら、被害者の方からお話を伺うと、
接骨院を中心に通院治療していたとのことでした。

ポイント!!

弁護士が資料を取り付けて結果の妥当性を検証することで、
事前認定の際に、**接骨院への通院資料が提出されていない事実を
突き止める**ことができました！！



after

被害者請求による 後遺障害申請の結果 (後遺障害14級9号の獲得)

事前認定では、
不適切な申請が行われる可能性を
否定することができませんので、
弁護士へのご相談をおすすめいたします。

ポイント!!

こちらの資料は、
**弁護士の被害者請求による
不服申し立て(異議申立て)の結果**です。

after

被害者請求による
後遺障害申請の
結果

弁護士 大薄 裕也 様

保険株式会社
所長 (担当)
TEL
FAX

後遺障害等級認定のご連絡

拝啓 このたびの事故につきましては心からお見舞い申し上げます。

さて、先般貴方様より弊社自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）にご請求いただき、調査いたしました結果、次の通り認定いたしましたので、何卒ご了解くださいますようお願い申し上げます。
認定結果につきましてご不明の点がございましたら、上記担当者までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

また、書面をもって異議申立の手続きをお取りいただくこともできますので、その場合には上記担当者までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

敬具

1. 事故内容

被 害 者	様
事 故 日	年 月 日
証 明 書 番 号	
受 付 番 号	

2. 認定結果

政令別表 級号別	別表	級	号	内 容
	二	14	9	局部に神経症状を残すもの（頭・背中痛み等）
	二	14	9	同 上 （腰の痛み等）
併合	別表2	14級		

3. 備考

細則	を
----	---

ポイント!!

接骨院の資料を追加提出するなどして
弁護士が被害者請求による異議申立てを実施した結果、
被害者の方に**後遺障害が認定**されました。

代表弁護士挨拶

慰謝料増額
休業損害増額before 事前認定による
後遺障害申請の結果after 被害者請求による
後遺障害申請の結果

解決実績

よくある質問

当事務所の特徴

交通事故の
解決までの流れ法律相談
弁護士費用

after
被害者請求による
後遺障害申請の
結果



接骨院の資料が追加で提出されていることが
分かるかと思います。

3. 異議申立の趣旨

前回の認定を不服として、新たに施術証明書・施術費明細書（接骨院 発行）が提出され、申立人の頭・背中への痛み、左上肢のしびれ、握力の低下、腰の痛み、大腿のしびれ、脱力、肩の痛みの症状については、診断書の内容、事故後の通院状況等を総合的に勘案すれば、いずれも「将来においても回復が困難と見込まれる障害」として、医学的にも十分合理的に説明できるものと考えられ、少なくとも後遺障害第14級9号が認定されることを求める旨の申立がなされています。

4. 判断

（1）頭・背中への痛み、左上肢のしびれ、握力の低下等の症状については、後遺障害診断書（ センター発行/ 年 月 日付）上、「頸椎捻挫」の傷病名のもと、検査結果として筋力（MMT）等の記載が認められます。

この点、提出の頸部画像上、本件事故に起因する骨折、脱臼等の外傷性の異常所見は認められず、また、前記後遺障害診断書および今回の異議申立にあたり入手した医師診療録（ センター）上、症状を裏付ける有意な神経学的所見に乏しいことから、前記症状については、他覚的に神経系統の障害が証明されるものと捉えることは困難です。

しかしながら、前記医師診療録等より、頭・背中への痛み、左上肢のしびれの症状については、本件事故当初より一貫して継続しているものと捉えられ、本件事故受傷からの治療状況等も勘案すれば、前記症状については、将来においても回復が困難と見込まれる障害と捉えられることから、「局部に神経症状を残すもの」として別表第二号14級9号に該当するものと判断します。

（2）腰の痛み、左大腿のしびれ、脱力の症状については、前記後遺障害診断書上、「腰椎捻挫」の傷病名のもと、検査結果として筋力（MMT）等の記載が認められます。

この点、提出の腰部画像上、本件事故に起因する骨折、脱臼等の外傷性の異常所見は認められず、また、前記後遺障害診断書および前記医師診療録上、症

ポイント!!

こちらは後遺障害認定の理由書です。
追加で提出した接骨院の資料や病院の診療録（カルテ）を考慮して無事に後遺障害14級9号の認定を受けることができました。



after
被害者請求による
後遺障害申請の
結果

後遺障害事案整理票									
被害者請求による 後遺障害申請の結果	被害者 No.	フリガナ	事前認定	一括払・サポート・人傷					
	氏名	様	自賠責損害 調査事務所						
	生年月日	年 月 日	受付年月日	年 月 日					
	性別	男 年 齢 才	受付 No.	- -					
	請求者	15 16 歳者 人傷 ペンゴシ オオスキ ユウヤ 様	会社						
	証明書No.		事故発生日	年 月 日					
			治療開始日	年 月 日					
			症状固定日	年 月 日					
事故の 形態	車種	大・普・軽・自動二輪・原付	車種	大・普・軽・自動二輪・原付					
被害者	自賠責 人損車	通車・同乗・その他 直進中、対向相手車が 側面に衝突	相手車	衝突・追突・接触・その他 中央線突破（対向車） 被害車に衝突					
初診時の傷病名		頸椎、腰椎捻挫							
初診の病状および態様 （医師の意）									
交通事故にて受傷し、 上記に対し加療を行った。									
〈主たる検査所見〉 「記載なし」									
治療 の 経過	No.	病・医院名	治療期間	入院	通院	傷病名、態様、手術、その他			
	1	病院		2		記のとおり （頸椎、腰椎）、XP（胸部、頸椎、腰椎）			
	2	医療センター			4 90	頸部打撲 レントゲン上、明らかな骨折、臓器の損傷等を認めず上記診断。 （ 診断書）腰部打撲・肩関節打撲傷（追加） 腰部固定帯固定、頸部固定帯固定、処方箋 左トリガーポイント注射1回： （ ） XP（全脊椎： 、右肩関節、左肩関節： ）			
	3	接骨院 【今回追加分】			190 298	①頸部捻挫 ②背部（上部）挫傷 ③腰部捻挫 （転倒）①②③中止（ ） 部位（頸部・背部・腰部）			
	4	医療センター			8 204	頸部打撲 腰部打撲 肩関節打撲傷 後遺障害診断書上の通院実治療日数14日（ ～ ）			
後遺障害診断書発行 医療機関		医療センター （ 整形外科 ）科		（ ）科 （ ）科 （ ）科					

ポイント!!

接骨院への通院日数は190日にも及ぶものでした。
後遺障害申請は書面審査です。一般の方の感覚からしても、
今回のご案件で接骨院の資料が提出されるか否かが、
後遺障害認定の判断に大きな影響を与えることは
容易に理解できるかと思います。

まとめ

後日、保険会社の担当者に接骨院の資料を提出しなかった理由を尋ねたところ、
接骨院の資料は提出すべき通院資料ではないと考えているとの回答が返ってきました。
すべての保険会社がこれほどまでに不適切な対応をするとはいいいませんが、
少なくとも、事前認定では、不適切な申請が行われる可能性を否定することができません。
後遺障害申請は、被害者請求による方法を強くおすすめいたします。

代表弁護士挨拶

慰謝料増額
休業損害増額

before 事前認定による
後遺障害申請の結果

after 被害者請求による
後遺障害申請の結果

解決実績

よくある質問

当事務所の特徴

交通事故の
解決までの流れ

法律相談料
弁護士費用

代表弁護士の 解決実績 (抜粋)

千葉志法律事務所の代表弁護士である大薄裕也の
解決実績の一例をご紹介します。
弁護士が交渉することで、どの程度の違いが生ずるかを
実感いただければと思います。

 20代男性 むちうち 後遺障害なし 慰謝料の増額	賠償額	当初提示額 約65万円 → 最終金額 約85万円
	過失割合(%)	被害者：加害者＝0：100
	事故態様	停車中に後方車両より追突される
	事案の概要	通院期間が約7か月を要した事故で、弁護士の交渉により、慰謝料の金額を裁判所基準に引き上げることができた結果、 約20万円の増額 となった。
	コメント	保険会社から提示される慰謝料は、自動車事故の最低限度の補償を目的とした自賠責基準であることが通常です。 弁護士が交渉 することで、裁判をするか否かにかかわらず、裁判を見据えた基準（裁判所基準）で交渉することができるため、 示談金の増額 につながりました。

 30代女性 むちうち 後遺障害なし 慰謝料・家事従事者の休業損害の増額	賠償額	当初提示額 約90万円 → 最終金額 約160万円
	過失割合(%)	被害者：加害者＝0：100
	事故態様	停車中に後方車両より追突される
	事案の概要	通院期間が約5か月半の事故で、慰謝料のみならず、被害者の方の 家事従事者（主婦業）としての損害の賠償交渉も行った 結果、 約70万円の増額 となった。
	コメント	家事は普段の生活で金銭的な価値が具現化しないため、事故に遭っても損害を被った意識が向きにくいですが、裁判所は 他人のための家事労働には金銭的価値 を認めているので、 家事労働者（主婦・主夫） にも休業損害が観念できます。慰謝料と同様に、 弁護士が交渉 することで、裁判所基準による金額を引き出せた結果、 大幅な増額 となりました。

 50代男性 むちうち 後遺障害14級9号 後遺障害慰謝料・逸失利益の増額	賠償額	当初提示額 約113万円 → 最終金額 約325万円（後遺障害分の自賠責保険金を含む）
	過失割合(%)	被害者：加害者＝0：100
	事故態様	停車中に後方車両より追突される
	事案の概要	通院期間が約7か月の事故で、被害者請求により、 後遺障害14級9号が認定 された結果、後遺障害慰謝料・逸失利益を中心に、 約212万円の増額 となった。
	コメント	後遺障害が認定されると後遺障害が残存することへの精神的な苦痛の賠償金（ 後遺障害慰謝料 ）と後遺障害が残存することにより将来に渡って労働能力が低下することへの賠償金（ 後遺障害逸失利益 ）を請求できます。慰謝料や休業損害と同様に、 弁護士が交渉 することで、裁判所基準による金額を引き出せた結果、 大幅な増額 となりました。

 30代男性 半月板損傷 後遺障害12級13号 後遺障害慰謝料・逸失利益の増額	賠償額	当初提示額 約130万円 → 最終金額 約1630万円（後遺障害分の自賠責保険金を含む）
	過失割合(%)	被害者：加害者＝10：90
	事故態様	自転車で横断歩道を横断中に左折車両に衝突される
	事案の概要	治療期間が約2年10か月の事故で、被害者請求により、 後遺障害12級13号が認定 された結果、後遺障害慰謝料・逸失利益を中心に、 約1500万円の増額 となった。
	コメント	後遺障害14級を超える場合は 、賠償金額が高額となるため、 第三者を入れた手続きに移行しなければ適切な賠償額を引き出せない傾向にある と感じています。今回のケースも交通事故相談センターによる解決に移行した結果、後遺障害慰謝料や後遺障害逸失利益を中心に、 当初の提示額から大幅に増額した示談を成立 させることができました。

 20代男性 高次脳機能障害・（9級10号） 視力低下（9級9号） など併合8級 後遺障害慰謝料・逸失利益の増額	賠償額	当初提示額 約1700万円 → 最終金額 約4419万円（後遺障害分の自賠責保険金を含む）
	過失割合(%)	被害者：加害者＝30：70
	事故態様	徒歩で車道を横断中に車両に衝突される
	事案の概要	被害者請求により、 後遺障害併合8級が認定 されたところ、訴訟の結果、後遺障害慰謝料・逸失利益を中心に、 約2714万円の増額による和解 となった。
	コメント	後遺障害12級を超える場合は 、賠償金額が特に高額となるため、訴訟などの 第三者を入れた手続きに移行しなければ適切な賠償額を引き出せない傾向 にあると感じています。今回のケースも訴訟による解決に移行した結果、後遺障害慰謝料や後遺障害逸失利益を中心に、 訴訟前の提示額から大幅に増額した和解 を引き出すことができました。

 70代女性 高次脳機能障害 後遺障害2級（随時介護） 将来介護費の増額	賠償額	当初提示額 約1800万円 → 最終金額 約9800万円（加害者約4800万円、人身傷害保険約5000万円）
	過失割合(%)	被害者：加害者＝55：45
	事故態様	信号のある横断歩道を徒歩で横断中に車両に衝突される
	事案の概要	高次脳機能障害などにより 後遺障害2級（随時介護） が認定されていたところ、訴訟の結果、 将来介護費 を中心に、 総額約8000万円の増額 となった。
	コメント	後遺障害2級などの 重度の後遺障害 が残存する場合は、被害者の方の 将来に渡る介護費用 を請求できることがあります。本件では被害者が横断中の信号機の色など過失割合も問題となりましたが、訴訟による和解で将来介護費を中心に 総損害額を大幅に引き上げる ことができた結果、 人身傷害保険金も含めて、獲得金額の大幅な増額 となりました。

 70代女性 死亡 死亡慰謝料・逸失利益（就労分・年金分）の増額	賠償額	当初提示額 約1700万円 → 最終金額 約4100万円
	過失割合(%)	被害者：加害者＝0：100
	事故態様	道路を徒歩で横断中に車両に衝突される
	事案の概要	居眠り運転による自動車に衝突されて亡くなられたところ、訴訟の結果、死亡慰謝料、死亡逸失利益を中心に、 約2400万円の増額 となった。
	コメント	被害者の方が亡くなられたご案件 は、賠償金額も高額となるため、原則として、 訴訟による解決をお勧め しています。今回のケースも訴訟による解決に移行した結果、死亡慰謝料や死亡逸失利益を中心に、 訴訟前の提示額から大幅に増額した和解 となりました。

よくある質問

交通事故の被害を当事務所に相談するにあたって
よくある質問をまとめました。



Q 法律相談に料金はかかりますか？

A 自己負担はかかりません！**弁護士費用特約がある場合**は、各保険会社の約款に従って、**保険会社へ法律相談料をご請求**いたします。**弁護士費用特約がない場合**は、**何度でも無料で対応**いたします。

Q 弁護士費用特約とは何ですか？

A 弁護士費用特約とは、**交通事故の被害にあわれた方が要する弁護士費用や実費を補償する保険です**。自動車保険の他にも火災保険などに付いている場合があります。ご家族の保険が使用できる場合もありますので、まずは、**ご自身やご家族の保険をよく確認しましょう**。

自分の保険に**弁護士費用特約**が付いていなくても、
ご家族で**弁護士費用特約**が付いている方がいれば、使用できます！

事故時にご家族と同居している場合



ご両親、お子さん、祖父母の方々の保険が
ご使用できます。

※従兄弟、従姉妹の方でも使用が可能です。

事故時にご家族と別居している場合



ご両親の保険がご使用できます。

※ただしご本人が未婚の場合に限ります。

Q 弁護士費用特約のメリットは何ですか？

A 後遺障害12級を超える重度後遺障害を伴う事故や死亡事故の場合を除き、獲得した金額から弁護士費用や実費が控除されることはありません。すなわち、**弁護士費用特約の適用があれば、示談交渉などで増額した金額がそのままお手元に残ることとなります**。

Q 弁護士費用特約を利用することで保険等級が悪化しますか？

A **弁護士費用特約の使用により、保険等級が悪化することはありません**。
弁護士費用特約の有無は、弁護士の提案する弁護方針にも大きく影響を与えます。交通事故の被害に遭われたら、まずは、弁護士費用特約の有無を確認しましょう。

Q 弁護士に依頼すると示談金はあがりますか？

A あがる場合が多いです！弁護士業務の性質上、**絶対に上がるとは申し上げられませんが、通常あがります**。もっとも、過失割合によっては、自賠責基準の方が金銭的に有利な場合もあります。示談金が増額するか否かは、法律相談にてお問い合わせください。

Q 保険会社に提示された過失割合の妥当性が知りたいです。

A 交通事故は、**事故状況に応じて過失割合の相場が決まっている**ようなところがあります。**過失割合の相場は、個別具体的な状況による**ため、法律相談にてお問い合わせください。

Q 保険会社から治療費をこれ以上は支払えないと言われました…

A 妥当な治療期間をめぐって保険会社と争いが生じることは少なくありません。法律的にみたときの**妥当な治療期間は、事故態様や通院状況、主治医の先生の見解など様々な要素を考慮して判断**することとなります。**保険会社からの提案（治療費の打ち切り）が妥当であるか否かは、個別具体的な状況による**ため、法律相談にてお問い合わせください。

Q 人身傷害保険で通院しているのですが、弁護士に相談するメリットはありますか？

A あります！**人身傷害保険の支払基準は、裁判所基準よりも低額となるのが通常**です。各保険の約款次第では、**より適切な賠償金額を獲得するためにできることがある場合もあります**。人身傷害保険で通院中の方も、まずは、法律相談をいただければと思います。

Q 物損（車両損害）被害のみでも相談に対応してくれますか？

A ご対応いたします！ご依頼を受けられるか否かは、弁護士費用特約があるか否かなどにもよりますが、少なくとも**ご相談には対応**いたしますので、お気軽にご連絡ください。

Q 加害者が自転車の交通事故でも相談に対応してくれますか？

A ご対応いたします！いわゆる自転車事故は、**自動車事故のように自賠責保険制度がないため、自動車事故と異なるノウハウが要求される面もあります**。ご依頼を受けられるか否かは別として、**ご相談をお断りすることはございません**ので、安心してご相談ください。

Q 示談をした後に交渉をお願いすることはできますか？

A 申し訳ないですが、できません。詐欺・脅迫などの特殊な事情がない限り、**示談をした後に交渉することは難しいです**。**弁護士への相談は、遅くとも示談の前まで**にお願いします。

当事務所の 特徴

千葉志法律事務所は、
交通事故の被害者救済に特化した法律事務所です。
取り扱い案件は、交通事故の被害に遭われた方々の
法律問題に限定しております。

高度なリーガルサービスの提供と 真の被害者側の弁護士としての活動を実現

当事務所は、全国的にも珍しい、分野完全特化型の個人事務所です。当事務所の取扱案件は、交通事故の被害事故に関する法律問題のみであり、すべてのご案件を代表弁護士である大薄裕也（おおすき ゆうや）が対応しております。

取扱分野を完全に特化させることによって、交通事故の被害事故に関しては、県内のみならず全国的にもトップクラスのリーガルサービスを提供できるように努め、個人事務所であることによって、担当弁護士の明確性、その解決実績の透明性を確保しています。

当事務所の代表弁護士である大薄裕也は、千葉県出身です。生まれてから現在に至るまで、県内の方々に数多くお世話になってきました。全国的にみても交通事故の発生件数が多い千葉県で、交通事故の被害者側の弁護士として活躍することによって、今までお世話になってきた方々への直接的・間接的な恩返しをしたいと考えて日々活動しています。

私たち千葉志法律事務所は、交通事故の被害者様にとって、真に共闘関係にある弁護活動が実現できるように、保険会社からの顧問契約をお断りしています。交通事故被害のご相談は何度でも無料です。交通事故の被害は、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。



特徴
1

共闘関係の実現! 結果にこだわる弁護士費用!!

千葉志法律事務所は、交通事故の被害に遭われた方々と精神的にも経済的にも利益が共通となるよう、結果にこだわった弁護士費用を採用しています! 詳しくは、法律相談料・弁護士費用のページをご参照ください（18、19頁）。



特徴
2

様々な専門機関との提携

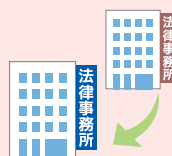
千葉志法律事務所は、代表弁護士と志を共にする整形外科分野の鑑定医やその他の分野に関する医療調査機関、事故発生状況調査会社と共闘しています。複雑な問題であってもご自身の判断のみで諦めることはせずに、まずは勇気をもってご相談ください!



特徴
3

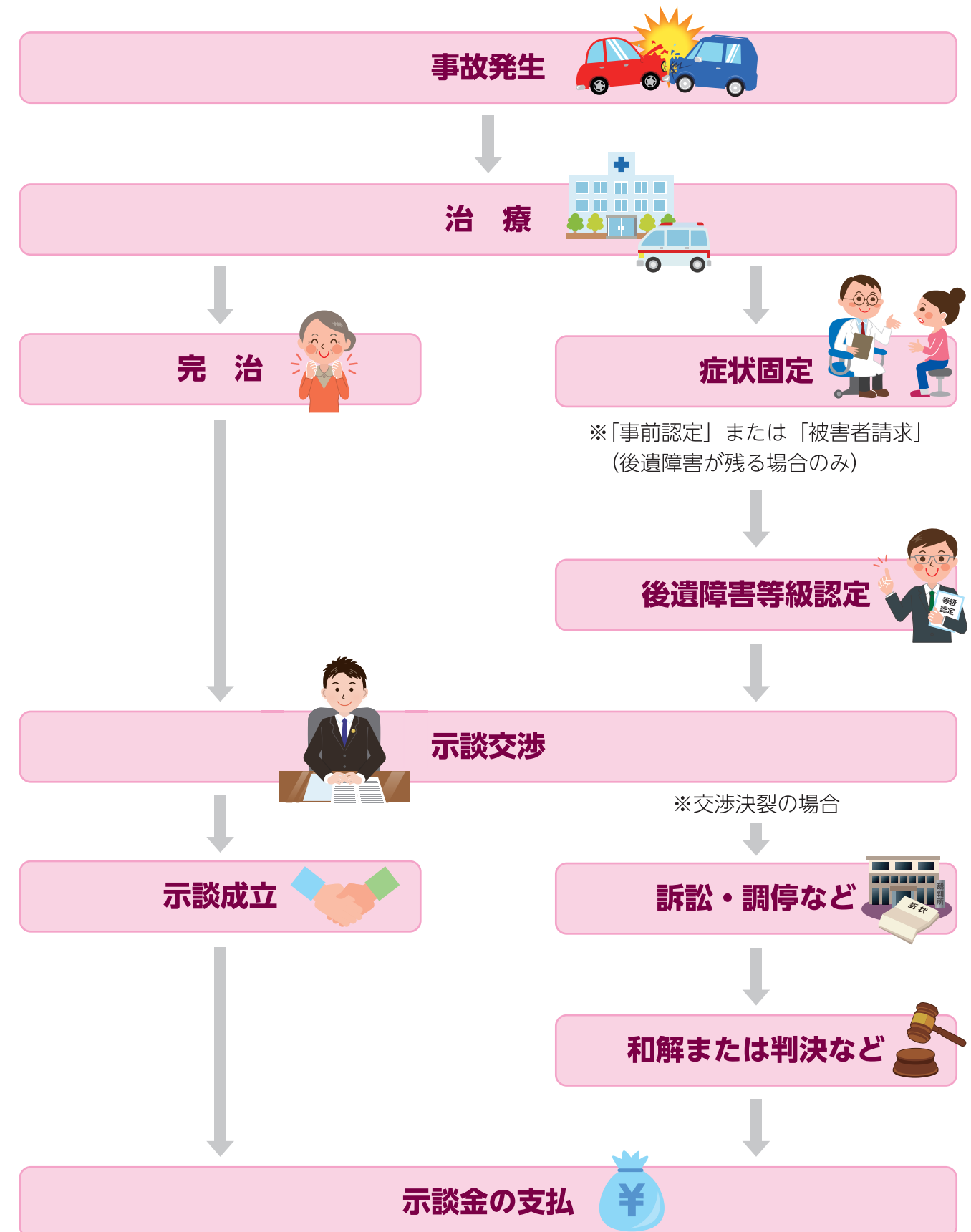
セカンドオピニオンも歓迎します!

交通事故の被害に遭われた方の中には、すでに弁護士に依頼をしているものの、現在の弁護士の活動内容に疑問を持って、セカンドオピニオンを求める方も少なくないです。弁護士には守秘義務があるため、セカンドオピニオンの事実が現在ご依頼中の弁護士へ伝わることはありません。セカンドオピニオンをお求めの方も安心してご相談ください!



交通事故の 解決までの流れ

交通事故の被害に遭ってから解決までは
下記のような流れが一般的です。
各段階でポイントがあるため、
お早めに弁護士へのご相談をおすすめいたします。



代表弁護士挨拶

慰謝料増額
休業損害増額

before 事前認定による
後遺障害申請の結果

after 被害者請求による
後遺障害申請の結果

解決実績

よくある質問

当事務所の特徴

交通事故の
解決までの流れ

法律相談料
弁護士費用

法律相談料 弁護士費用

千葉志法律事務所は、
交通事故の被害に遭われた方々と
精神的にも経済的にも共闘関係となるよう、
結果にこだわった弁護士費用を採用しております。

弁護士費用特約の適用がある場合

相談料・着手金・成功報酬金

弁護士費用特約のある方は、**原則として、相談料・着手金・成功報酬金を弁護士費用特約の範囲内でご対応**させていただきます。

後遺障害12級を超えるご案件や死亡事故のご案件は、着手金・成功報酬金が弁護士費用特約の範囲を超える可能性があります。そのようなご案件は、弁護士費用特約がない方に対する弁護士費用を上限として、当該金額から弁護士費用特約で賄われる金額を控除した金額を弁護士費用とさせていただきます（詳しくは法律相談にてお問い合わせください）。

弁護士特約の利用で

着手金・
成功報酬金
費用負担
実質 **0**
ゼロ

物的損害のみのご案件などに関する弁護士費用

物的損害の過失割合のみが問題となる事例や受傷の有無が問題となる事例など**弁護士の労力と比較して獲得金額が少額となるご案件は、原則として、弁護士費用特約の範囲内でタイムチャージによるご対応**となります。

タイムチャージの料金は、LAC基準に従って、**1時間あたり2万円（税込2万2000円）**です。

なお、保険会社によっては、タイムチャージ制を採用していない会社もあり、そのような場合にはご依頼を受けられない可能性もあります（詳しくは法律相談にてお問い合わせください）。

弁護士費用特約の適用がない場合

相談料	何度でも無料
着手金	無料
成功報酬金	自賠責基準や相手方提示額 増額分 上限は増額分の半分

特約が無くても
損はさせません！
安心してご依頼ください

相談料・着手金無料！

ご相談は何度でも無料です。また、千葉志法律事務所では、弁護士の大薄裕也が対応すると決意したご案件は、**着手金無料**で契約しています。率直に申し上げて、事務所の立場からすると、着手金無料は、成果がでなければ、報酬が得られないリスクがあります。

しかしながら、千葉志法律事務所は、**徹底的に結果にこだわるため、ご対応できると判断したご案件は、着手金を無料**としています。

相談料・着手金
0
ゼロ

異議申立てや訴訟も着手金無料！

原則として着手金を無料としている事務所でも、自賠責保険の結果に対する異議申し立てや訴訟は例外的に着手金を頂戴する事務所が多いです。

しかしながら、千葉志法律事務所は、徹底的に結果にこだわるため、**異議申立てや訴訟でもご対応を決意した案件は着手金を頂戴しておりません。**

異議申立て・訴訟
着手金
0
ゼロ

成功報酬金

成功報酬金は、自賠責基準や相手方提示額からの**増額分の半分を上限**として、**事件の難易度や結果に応じて増減**いたします（詳しくは法律相談にてお問い合わせください）。

成功報酬金の上限を増額分の半分とすることで、弁護士費用特約がなくても安心してご依頼いただける設定とした上で、良い結果も悪い結果も弁護士費用に反映させることで、精神的のみならず、経済的にも**依頼者の方と共闘関係にある真に被害者側の弁護士として活動**できる環境を整えています。

成功報酬金の具体例

具体的なイメージをもっていただくために、成功報酬金の典型例をご紹介します。

①**後遺障害が認定された場合**は、27万円（税込29万7000円）＋獲得金額（自賠責保険金等の各種保険金を含む。）の12%（税込13.2%）とする。

結果に応じて
成功報酬金を増減させることで、
結果にこだわる弁護活動を
実現します。

②**後遺障害が認定されなかった場合**は、18万円（税込19万8000円）＋獲得金額の8%（税込8.8%）とする。

結果を出せなかった場合の
上限を増額分の半分とすることで
安心してご依頼いただける
配慮をしています。

③前記②にかかわらず、獲得金額と自賠責基準の金額の差額の50%（税込55%）が、前記②により算定された金額よりも低額であった場合の成功報酬金は、獲得金額と自賠責基準の差額の50%（税込55%）とする。



本パンフレットの解決実績（12頁）にあてはめた場合

50代男性 むちうち 後遺障害14級9号 獲得金額 325万円 成功報酬金 ① 72万6000円 {=29万7000円+42万9000円(=325万円×13.2%)} *被害者請求により後遺障害が認定されたため、②、③の適用はなし	
30代女性 むちうち 後遺障害なし 自賠責 90万円 → 獲得金額 160万円 成功報酬金 ② 33万8800円 {=19万8000円+14万0800円(=160万円×8.8%)} ③ 38万5000円 {=(160万円-90万円)×55%}	<
20代男性 むちうち 後遺障害なし 自賠責 65万円 → 獲得金額 85万円 成功報酬金 ③ 11万円 {=(85万円-65万円)×55%} ② 27万2800円 {=19万8000円+7万4800円(=85万円×8.8%)}	<